

知多市家庭系収集ごみ有料化基本計画 (案)

平成26年11月

知多市

目 次

1	ごみ処理の現状と課題	
(1)	ごみ排出量と資源回収量の現状	1
(2)	ごみ処理費用の現状	3
(3)	ごみ処理の課題	3
2	家庭系収集ごみ有料化の目的と効果	
(1)	有料化とは	5
(2)	有料化の目的	6
(3)	有料化の導入状況	6
(4)	有料化の効果	7
3	家庭系収集ごみ有料化の制度内容	
(1)	有料化の対象	8
(2)	手数料負担の仕組み	8
(3)	手数料の設定	9
(4)	手数料の免除	10
(5)	手数料収入の用途	11
(6)	現在の指定ごみ袋の取り扱い	11
(7)	実施スケジュール	11
4	ごみの減量と資源化の推進施策等	
(1)	ごみの減量と資源化の推進に向けた施策	12
(2)	不適正排出等の対策	13
5	家庭系収集ごみ有料化の周知	
(1)	市民説明会	14
(2)	広報活動の充実	14

1 ごみ処理の現状と課題

(1) ごみ排出量と資源回収量の現状

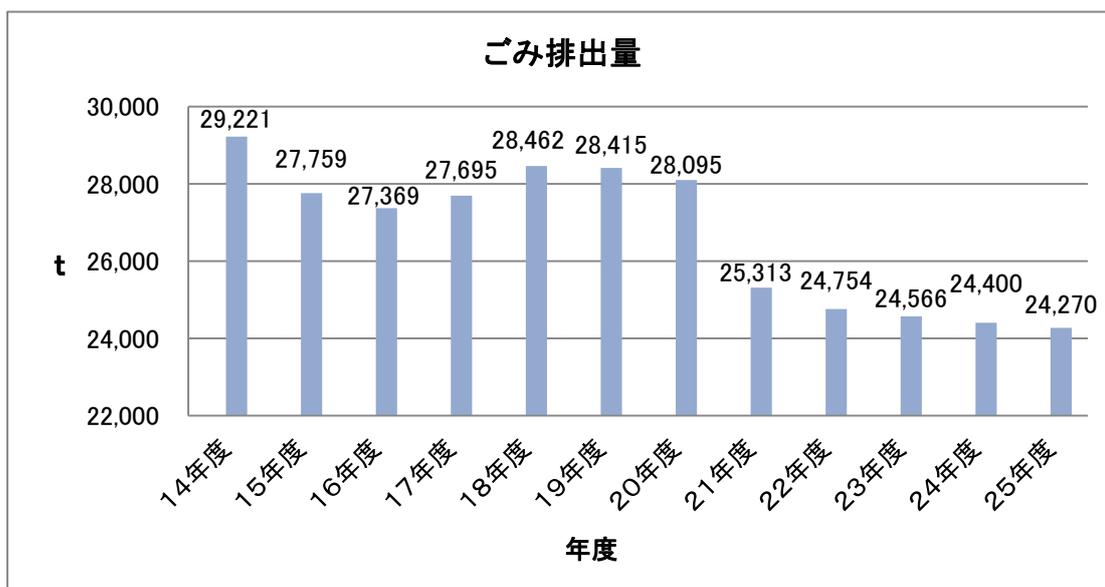
本市のごみ排出量は、平成14年12月に指定ごみ袋制と直接搬入ごみ処理手数料を導入したことにより、平成15年度に大きく減少しました。

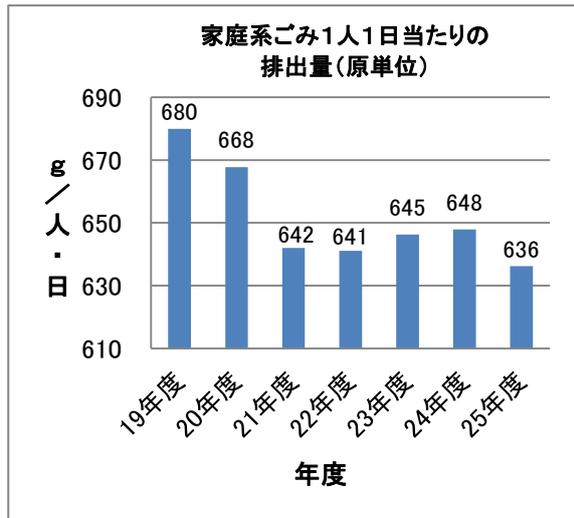
その後は横ばい状態でしたが、平成20年度から平成21年度にかけて直接搬入ごみの適正指導と、ごみ処理手数料改正を実施したことにより、平成21年度に大きく減少しました。

市で処理するごみは一般廃棄物ですが、家庭系と事業系のごみに大きく分けられます。事業系ごみの排出量は景気の動向等に左右されるものの、近年は横ばいの状況です。家庭系ごみの排出量もほぼ横ばいで、減量が進んでいない状況です。

平成24年度の家庭系ごみ1人1日当たりの排出量（原単位）をみると本市は648g／人・日で、県内市町村の平均548g／人・日と比較して、1人1日当たり100g多くなっています。これは、県内54市町村のうち、排出量が少ない方から50番目で、市の中では最下位となっています。（平成24年度一般廃棄物処理事業実態調査から算出）

また、資源回収量は年々減少しています。家庭系ごみには再生可能な紙類やペットボトル、飲料缶などが多く混入されており、ごみと資源の分別が十分でないことが資源回収量低下の一因として考えられます。





可燃物ごみの資源混入状況 (平成26年6月調べ)

区分	A地区	B地区	合計
総袋数 <i>a</i>	92	57	149
資源混入の袋数 <i>b</i>	80	51	131
資源混入割合 (%) <i>b/a</i>	87.0	89.5	87.9

<調査方法>

可燃物の収集日にごみ収集場所に出されたごみ袋を目視により確認した。ごみ袋の中に新聞等紙類、ペットボトル、衣類等の資源回収品目が混入している袋数を数え、袋総数に対する割合を算出した。

不燃物ごみの資源混入状況 (平成26年6月調べ)

区分	C地区	D地区	E地区	F地区	合計
総ごみ量 (kg) <i>c</i>	150.0	130.0	140.0	50.0	470.0
資源混入量 (kg) <i>d</i>	48.2	51.8	44.0	21.3	165.3
資源混入割合 (%) <i>d/c</i>	32.1	39.8	31.4	42.6	35.2

<調査方法>

不燃物の収集日にごみ収集場所に出されたごみ袋を開封し、内容物を種別ごとに分類して重量を計量した。ごみ袋の中にびん、飲料缶等の資源回収品目が混入している重量の総重量に対する割合を算出した。

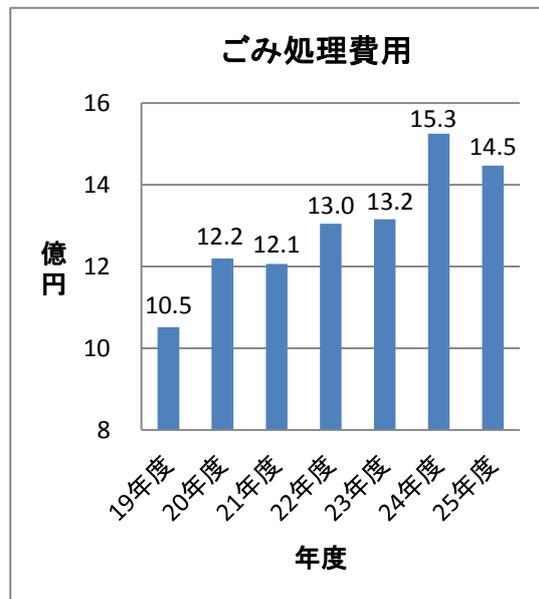
(2) ごみ処理費用の現状

収集、中間処理（破碎、焼却等）、最終処分（埋立）など、ごみ処理には多額の費用が掛かります。

現在の焼却施設は稼働から11年を経過し、修繕費などの維持管理費用が大幅に増加しています。

平成25年度のごみ処理費用は、約14億5千万円となっています。

ごみ処理費用を抑えながら、ごみを適正に処理、処分するためにも、ごみ減量が必要です。



(3) ごみ処理の課題

ア ごみの減量と資源化の推進

持続可能な社会を目指すために必要な循環型社会や低炭素社会づくりを進めていく上で、ごみの発生抑制は重要な課題となっています。

国は、平成25年に「第3次循環型社会形成推進基本計画」で、一般廃棄物の減量目標を「家庭から排出される1人1日当たりのごみの量を平成32年度を目標年次として、平成12年度比で約25%減(約500g)にする。」と設定し、国民にごみ減量を強く求めています。

「第3次循環型社会形成推進基本計画」(抜粋) 平成25年5月31日 閣議決定
第3章 循環型社会形成のための指標及び数値目標

第2節 取組指標

1 入口

(2) 一般廃棄物の減量化(目標を設定する指標)

① 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量

国民のごみ減量化への努力や分別収集の努力をあらわす代表的な指標として、集団回収量、資源ごみ等を除いた、家庭系からの1人1日当たりごみ排出量を平成32年度において、平成12年度比で約25%減(約500グラム)とすることを目標とする。

本市でも、家庭から排出されるごみの減量が進んでいないことから、家庭系ごみの減量に効果的な施策の検討が必要です。

また、近年、資源回収量が減少していることから、資源化を推進するための施策の検討も必要です。

イ 負担の公平性

家庭から排出されるごみは、ごみ処理手数料が掛かる戸別収集と直接搬入を除いて、市税収入を財源として収集と処理を行っています。

定期収集ごみの処理費用の財源が全て市税収入である現状は、市民にとって排出量に応じた費用負担となっていないため、環境に配慮してごみ減量に努力している市民には不公平感が生じていると考えられます。

また、市では循環型社会や低炭素社会づくりのために、ごみの減量と資源化の推進についての啓発を行っていますが、市民にとって日常生活のメリットとしてごみ減量がとらえにくいいため、具体的な行動に結びつきにくいと考えられます。

ごみ排出量に応じた処理費用の負担を市民に求めることで、負担の公平性を図るためには、ごみの減量と資源化の推進を積極的に取り組んだ市民については、負担が軽減される仕組みづくりが必要です。

ウ 増大するごみ処理費用

稼動から11年を経過した現在の焼却施設は、毎年、多額の修繕費用を必要とし、経常的なごみ処理費用は今後も増加傾向にあります。

また、平成35年度までに東海市と共同で新しいごみ処理施設を整備することを決定しており、その建設費などに多額の費用が必要です。

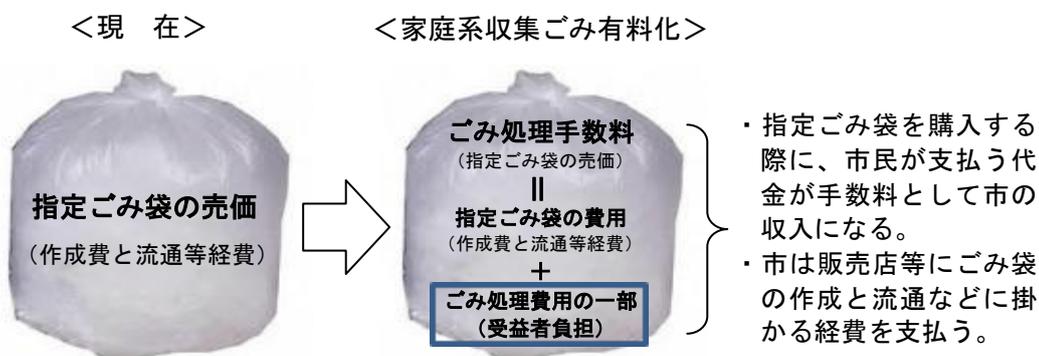
こうした中、本市の財政状況は市税収入の落ち込みなどにより、財源不足となっており、ごみ処理費用の削減を図っていくことと合わせ、適正なごみ処理に必要な費用の財源確保が求められています。

2 家庭系収集ごみ有料化の目的と効果

(1) 有料化とは

ほとんどの自治体は、手数料の上乗せが無い一定規格の「指定ごみ袋」を排出者が購入し、定期収集ごみの排出時に使用することを義務付けています。指定の袋を購入する必要があるため、広い意味でこれを「有料化」と言う場合がありますが、排出者には袋の作成と流通等に係る実費負担があるものの、ごみ処理費用の負担を求めているものではありません。

本計画の「家庭系収集ごみ有料化」は、家庭の日常生活から排出されるごみを適正に処理するための費用の一部を、排出量に応じて手数料として直接、市民に負担を求める仕組みのことであります。



現在、家庭系ごみについては、粗大ごみなどを清掃センターに直接搬入する場合と戸別収集の場合に処理手数料の負担が必要ですが、定期収集のごみについては手数料を賦課していません。

なお、国は、平成17年に「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」で「家庭系収集ごみ有料化」を自治体の役割として推進すべき施策としています。

「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(抜粋) 平成17年5月改正 環境省

三 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策を推進するための基本的事項

2 国民、事業者、地方公共団体及び国の役割

(3) 地方公共団体の役割

…経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである。

(2) 有料化の目的

家庭系収集ごみ有料化の目的は、ごみ減量が家計の支出減につながるという経済的なインセンティブ（＝動機付け）を活用して、ごみに関する市民の意識を大きく転換することによって、即効性のある大幅なごみ減量を達成することです。

家庭系収集ごみ有料化によって、ごみ減量に取り組むことに経済的な動機付けが生じ、資源化の推進にもつながり、循環型社会の形成にとって、非常に大きな効果があるとされています。

また、ごみの減量と資源化の推進に取り組んだ成果が、直接、経済的な負担減として反映されるため、公平性を実感することができます。

先行する他自治体の取り組みからも、有効性が報告されており、家庭ごみの減量と資源化の推進に積極的に取り組んできた市民にとってはさらなる意識高揚につながり、取り組みに消極的だった市民にとっては、ごみ減量の意識を持ち始める転機となることが期待されます。

さらに、家庭系収集ごみ有料化による手数料収入は、ごみの減量と資源化の推進を始めとした環境施策のための財源の一部となります。

こうしたことから、本市では、ごみ処理の課題である「ごみの減量と資源化の推進」「負担の公平性」「増大するごみ処理費用」に対応するために、家庭系収集ごみ有料化を検討することとしました。

(3) 有料化の導入状況

家庭系収集ごみ有料化の実施率は、全国の市区町村では62.4%となっており、約3分の2の自治体が実施しています。

県内市町村の実施率は約4割ですが、今後、多くの自治体が家庭系収集ごみ有料化に向けた検討を進めていくと考えられます。

全国市区町村の実施状況（平成26年4月現在）

区分	総数	実施団体数	実施率
市・区	813	450	55.4%
町	745	517	69.4%
村	183	119	65.0%
合計	1,741	1,086	62.4%

県内市町村の実施状況（平成26年4月現在）

区分	総数	実施団体数	実施率
市	38	13	34.2%
町	14	6	42.9%
村	2	2	100.0%
合計	54	21	38.9%

(4) 有料化の効果

家庭系収集ごみ有料化によって、様々な効果が見込まれますが、本市では、次のような効果を期待しています。

ア ごみの減量と資源化の推進

ごみ排出量に応じた費用負担を実感できるため、ごみ減量による経済的なメリットを感じやすくなり、ごみの減量と資源化の推進に関心が高まります。

また、ごみと資源の適正な分別によって、現状では収集ごみに混入されている紙類などが再生可能な資源として回収され、ごみ排出量は減少し、資源回収量は増加することが見込まれます。

イ ごみに対する意識の向上

ごみの減量と資源化の推進に関心が高まることによって、ごみになるものを家庭に持ち込まない、無駄にならない購入量を心掛けるといったライフスタイル見直しの契機となります。

ウ 負担の公平性の確保

ごみ排出量に応じた手数料が必要となるため、ごみを多量に排出する場合には負担が大きく、少量の場合には負担が小さくなります。

このため、ごみ減量を実践している市民の努力が報われることになり、ごみ処理に係る費用負担の公平化につながります。

エ ごみ処理費用の削減と財源の確保

ごみ排出量が減少することにより、ごみ処理施設の負荷軽減や収集運搬車両の走行距離短縮が可能となり、ごみ処理費用の削減とごみ処理施設の延命化を図ることができます。

また、ごみ処理費用の一部を市民に負担を求めることで生まれる市の収入は新たな財源となり、増大している経常的なごみ処理費用や新施設の建設費用に必要な財源の軽減に寄与することができます。

3 家庭系収集ごみ有料化の制度内容

(1) 有料化の対象

ごみの排出に手数料負担が必要になることで、排出量を減らそうというインセンティブが働き、ごみ減量が促進すると考えられます。

今回、有料化の対象とするものは、本市がごみ収集場所で定期収集している家庭系ごみの「可燃物」と「不燃物」とします。(※)

※ 家庭系収集ごみのうち、戸別収集は既に有料（2 t ダンプ車で10,800円/回、軽ダンプ車で5,400円/回）となっています。なお、直接搬入の家庭系ごみ処理手数料は10kgにつき123円となっています（ただし、1回の搬入が50kgまでは無料）。

(2) 手数料負担の仕組み

手数料の賦課と徴収については、市民が分かりやすく、ごみの減量と資源化の推進に対する効果が高く、負担の公平性が確保されるとともに、運用が容易で簡素な仕組みが必要です。

ア 手数料の賦課方式

有料化の主な目的である「ごみの減量」を進める上で、市民にとって分かりやすく、最も効果が期待できる方式として、ごみの排出量に手数料が比例する「排出量単純比例型」(※)が適当であると考えます。

※ 他の徴収方式として、排出量が一定量を超えた段階で手数料が引き上げられる「排出量多段階比例型」、排出量が一定量となるまでは手数料が無料で、これを超えると比較的高額な手数料を課する「一定量無料型」があります。

イ 手数料の徴収方法

市民にとって取り扱いが容易で、ごみ減量の効果が実感しやすく、負担の公平性が確保されるなどの利点から、手数料額を指定ごみ袋の販売価格とし、販売店で指定ごみ袋を購入することが「手数料の支払い」となる「指定ごみ袋制」が適当であると考えます。

世帯構成などによって、ごみ排出量に差があることから、複数の大きさ（3種類程度）の指定ごみ袋を作成し、大きさに応じた料金を設定することで、排出量に応じた手数料負担が可能になります。

(3) 手数料の設定

ごみ処理手数料の額を考える上で、第一に、処理費用に対して市民に負担を求める割合（受益者負担割合）を乗じた算定をしました。

多くの自治体が採用している受益者負担についての基本的な考え方を参考に、必需性（＝行政が関与する必要性の程度）と市場性（＝民間によるサービス提供の可能性の程度）から、受益者負担割合は25%が相当と考えました。

平成21年度から平成25年度の家系収集ごみの処理費用と処理量の平均値から、受益者負担割合を25%として算定すると、ごみ1リットル当たりの処理手数料は約1.5円（※）となります。

※ 家系収集ごみ1L当たりの処理手数料の根拠（平成21～25年度の平均値等から算定）

$$\frac{\text{① ごみ処理費用の平均値}}{\text{② ごみ処理量の平均値}} = \text{③ ごみ1kg当たりの処理費用} = 58.3 \text{円/kg}$$

$$\text{③ ごみ1kg当たりの処理費用} \times \text{④ 45L袋の平均ごみ重量} = \text{⑤ 45Lごみ袋に係る処理費用} = 262.4 \text{円/袋}$$

$$\frac{\text{⑤ 45Lごみ袋に係る処理費用}}{45 \text{L}} = \text{⑥ ごみ1L当たりの処理費用} \times \frac{25\%}{\text{(受益者負担率)}} = 1.5 \text{円/L} \text{ ⑦}$$

① ごみ処理費用の平均値 = 1,055,633,000円/年
 ② ごみ処理量の平均値 = 18,106,000 kg/年
 ③ ごみ1kg当たりの処理費用 = 58.3円/kg (①÷②)
 ④ 排出重量調査による45L袋の平均ごみ重量 = 4.5 kg
 ⑤ 45Lごみ袋に係る処理費用 = 262.4円/袋 (③×④)
 ⑥ ごみ1L当たりの処理費用 = 5.8円/L (⑤÷45)
 ⑦ 受益者負担率25%とするごみ1L当たりの処理手数料 = 1.5円/L (⑥×25%)

指定ごみ袋の1枚当たりの手数料（消費税込みの販売価格）の例

袋の種類 手数料	20L袋	30L袋	45L袋	備考
1.5円/L	30円	45円	68円	
1～1.1円/L	20円	30円	50円	常滑市の例（30L袋以下は1円/Lで、45Lを割高としたもの）
1円/L	20円	30円	45円	

また、周辺自治体の手数料の状況、清掃センターに直接搬入する場合のごみ処理手数料などを勘案して、1リットル当たりの手数料を設定する必要があります。今後、設定する手数料に対する市民の受容性やごみ減量のインセンティブとしての有効性を考慮し、指定ごみ袋の容量の選定もあわせて、広く市民の理解が得られるように検討していきます。

県内市の手数料単価（指定ごみ袋 1 L 当たりの手数料）

手数料単価	市名	
	1 円/L を超える	排出量単純比例型
	一定量無料型の無料分を超過した場合	東海市 (2.8~3.7 円/L)、碧南市 (1.1~1.2 円/L)、高浜市 (1.1~1.2 円/L)
0.5 円/L を越え 1 円/L 以下	犬山市 (0.5~0.7 円/L)、津島市 (0.5~0.6 円/L)、愛西市 (0.5~0.6 円/L)、弥富市 (0.5~0.6 円/L)、あま市 (0.5~0.6 円/L)、知立市 (0.3~0.6 円/L)	
0.4 円/L から 0.5 円/L 以下	日進市 (0.4~0.5 円/L)、みよし市 (0.4~0.5 円/L)、長久手市 (0.4~0.5 円/L)	

※ 津島市以下の市は、最大容量のごみ袋が 35~40L であり、手数料単価が 0.5 円/L で 40L 袋が 20 円、0.7 円/L で 40L 袋が 30 円程度となっている。

なお、有料化に伴う 1 世帯当たりの負担額は、現在の指定ごみ袋の販売価格を 1 枚 10 円と仮定し、本市の平均世帯人口である 2.5 人の世帯で、1 か月にごみ袋を 10 枚使用し (※)、ごみ袋 1 リットル当たりの手数料が 1.5 円の場合には 1 か月に約 500 円の負担増、1 リットル当たりの手数料が 1 円の場合には 1 か月に約 300 円の負担増となると試算できます。

※ 可燃物に 45L のごみ袋を 2 枚/週、不燃物に 20L のごみ袋を 2 枚/月に使用と想定

1 世帯 1 か月当たりの手数料負担額の試算

1 L 当たり の手数料	区分	① 現行の指定ごみ袋の 購入費 (1 枚 10 円)	② 家庭系収集ごみ有料化 実施後の手数料負担額	負担増額 ②-①	
1.5 円/L	可燃物	45L 袋×2 枚×4 週 10 円×2×4=80 円	100 円	604 円	504 円
	不燃物	20L 袋×1 枚×2 回 10 円×1×2=20 円			
1 円/L	可燃物	45L 袋×2 枚×4 週 10 円×2×4=80 円	100 円	400 円	300 円
	不燃物	20L 袋×1 枚×2 回 10 円×1×2=20 円			

(4) 手数料の免除

多人数世帯や世帯員の構成によっては、ごみ排出量に伴う手数料の支出が家計の負担増となることも考えられますが、家庭系収集ごみ有料化は全ての市民に負担を求めるものであることから、手数料を免除する場合には、その対象等について慎重に検討する必要があります。

有料化の主な目的が「ごみの減量」であり、努力による排出量の削減が困難なごみについての手数料は、費用負担の公平性から配慮が必要です。

排出削減が困難なごみとして、乳幼児、高齢者、障がいのある方が利用する紙おむつが考えられます。先行する自治体の例を参考に、一定枚数の指定ごみ袋の配布、紙おむつ限定で指定ごみ袋以外の排出を許容するなどの検討が必要と考えます。

(5) 手数料収入の用途

家庭系収集ごみ有料化に伴う手数料収入は、ごみ処理と資源化に要する費用や新たな施策のための財源として活用します。

(6) 現在の指定ごみ袋の取り扱い

現在の指定ごみ袋の取り扱いについては、有料化の実施までに極力、使い切るように市民に周知します。その上で、残った袋は等価交換(※)で有料化実施後の指定ごみ袋と交換することなどを検討します。

※ 現在の指定ごみ袋(旧袋)45Lの価格を10円/枚とし、有料化実施後の新袋の価格を50円と仮定した場合の例として、旧袋の販売単位の10枚 = 新袋2枚といった交換のこと。

(7) 実施スケジュール

家庭系収集ごみ有料化の実施には、パブリックコメントでの市民の意見を踏まえて基本計画を策定した後、詳細な実施計画を作成し、条例改正手続きを始め、実施に向けての準備期間、十分な周知期間が必要となります。

(※ 実施のスケジュールについては、パブリックコメントで公表します。)

4 ごみの減量と資源化の推進施策等

家庭系収集ごみ有料化は、ごみの減量と資源化の推進に効果的な施策の一つですが、他の施策とあわせて実施することで、その相乗効果から、より一層のごみ減量と資源化が進むと考えています。

また、導入に伴い懸念される、ごみの不適正排出等を防止するための対策を強化することも重要です。

このことから、次のような施策を検討、実施していきます。実施に当たり、施策によっては地域事情を考慮して、全市一律の対応に限定することなく、地域ごとに可能な対応を検討していきます。

(1) ごみの減量と資源化の推進に向けた施策

ア ごみ減量等推進員制度の導入の検討

ごみの排出やごみと資源の分別方法について、市民に適正指導を行うために、ごみ減量等推進員制度などの指導体制を検討していきます。

イ 多世代への意識啓発、情報提供、環境教育の推進

ごみの減量と資源化の推進には、大人だけでなく次世代を担う子どもたちに、ごみ問題についての関心を持ってもらうことが重要です。

多世代への分かりやすい啓発に配慮し、ごみ減量が環境に与える効果の例として、二酸化炭素削減量の推計や、回収後の資源の具体的な活用状況などの情報を提供します。

また、子どもたちへの環境教育の一環として、小中学校との連携によるごみと資源の分別体験や、回収可能な資源の検討などを行います。

ウ 資源の受け入れ体制の拡充

資源回収の機会拡充のために、月1回の地域回収の受け入れ時間帯の弾力化、地区や公共の施設等を拠点とする回収体制などを検討します。

なお、ごみ収集場所での資源回収については、現状のごみ収集場所箇所数(※)を考慮すると、慎重な検討が必要であると考えています。

※ 可燃物収集場所：約1,200か所、不燃物収集場所：約960か所（共用含む）

エ 分別の周知と資源回収品目の拡大

収集場所に可燃物として出されるごみに多く混入している雑紙類は資源として回収していることを周知するほか、分別に係る市民の煩雑さも考慮しながら、不燃物として収集しているごみのうち、資源として回収することが可能なもの(※)を検討し、資源化を進めていきます。

※ 飲料缶以外の金属類 など

オ 生ごみと草木類の減量、資源化の検討

家庭系ごみの多くを占める生ごみと草木類の減量のために、水切りや乾燥後の排出が有効であることを周知する必要があります。

また、これらを資源化し、有効活用することができれば、直接的にごみ減量につながります。したがって、収集と処理に掛かる費用や適正な収集方法などを踏まえて、資源化について長期的に検討していきます。

(2) 不適正排出等の対策

家庭系収集ごみ有料化の実施に伴い、不適正排出(ルール違反)、不法投棄、野焼きなどが新たに生じないように、地域や導入を検討するごみ減量等推進員と協働して、周知や啓発を充実していきます。

ア 不適正排出(ルール違反)対策

不適正排出を防止するため、ごみ収集場所の早朝巡視などにより、指定ごみ袋以外での排出や、分別の不徹底などのルール違反について、排出元調査などを行い、適正排出を指導します。

また、家庭系収集ごみ有料化の実施前後には、地域と協働して、ごみ収集場所を巡回し、制度と分別の周知や指導を行います。

イ 不法投棄対策

不法投棄を防止するため、必要に応じて、投棄されやすい場所への監視装置等の設置や、関係機関と協力した情報収集と巡視などによる監視を強化します。

ウ 野焼き対策

野焼きを防止するため、関係機関と協力した情報収集と巡視などによる監視を強化します。

5 家庭系収集ごみ有料化の周知

家庭系収集ごみ有料化の円滑な実施には、目的や制度などについての市民の理解と協力が不可欠です。

そのために、市民説明会の実施や積極的な広報活動などを行います。

(1) 市民説明会

行政区やコミュニティ単位の説明会の開催など、多様な機会をとらえて家庭系収集ごみ有料化について市民に周知します。

説明会では、家庭系収集ごみ有料化の内容や仕組みの他にも、ごみ減量の具体的方策や不適正排出対策など、制度の実施によって懸念される問題の対応なども説明します。

(2) 広報活動の充実

ア 広報誌やホームページによる周知

「広報ちた」で周知する他に、ホームページを活用した情報提供を行うとともに、積極的に報道機関へ情報を提供し、市民に情報を伝えます。

また、家庭系収集ごみ有料化実施後は、有料化によるごみ減量の成果とその評価、ごみ減量が環境に与える効果なども分かりやすく伝えます。

イ パンフレット等による周知

家庭系収集ごみ有料化の内容や効果、ごみと資源の分別方法などについて分かりやすいパンフレットを作成し、全世帯に配布します。

また、公共施設、商店等へのポスター掲出とチラシ配布を行います。

ウ その他

各種団体等への出前講座や各種イベントなどを利用して周知します。